

# クーリング・オフ

クーリング・オフは、必ず書面で！  
解約の理由は不要です。

クーリング・オフとは訪問販売などの特定の取引について、いったん契約した場合でも、一定の期間（P7参照）は消費者が無条件で契約を解除することができる制度（無条件解除）です。クーリング・オフすると、契約ははじめからなかったこととなります。また、消費者には一切負担がなく、損害賠償金や違約金を支払う必要もありません。受け取っている商品の返還も事業者の負担で行われます。商品を使っていたり、サービスを受けていた場合でも対価を支払う必要はありません。

## はがきの記載例

### 注意点

- はがきの両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
  - はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
  - クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。
- ※訪問購入の場合は、販売店を買取店とし、商品を引き渡している場合は「引渡済みの商品〇〇を返還してください」と記入しましょう。

<p>□□□-□□□□</p> <p>株式会社 ○○○○</p> <p>代表者様 ○○○○</p> <p>住所・電話番号 契約者氏名 ○○○○</p>	<p style="text-align: center;"><b>契約解除通知書</b></p> <p>①申込日(または契約日) ○○○○年○月○日</p> <p>②商品名(またはサービス名) ○○○○○○</p> <p>③金額 ○○○○○円</p> <p>④販売店 株式会社○○○</p> <p>⑤販売員氏名 ○○○○○</p> <p>上記日付の契約を解除します。 (※預かっている商品を早急にお引き取りください) (※既払金○○○○○円は至急返金してください)</p> <p style="text-align: right;">○○○○年○月○日</p>
---	---

## 内容証明郵便の記載例

高額な契約や支払済みの場合などは、内容証明郵便が確実です。

受取人に送達する文書（内容文書）を3通（コピー可）用意し、郵便局の窓口で持参すると、1通は事業者に発送、1通は郵便局で保管、1通は差出人に返却されます。

内容証明用紙は事務用品店で販売されています。（これ以外の用紙を用いても良い。）記載内容と注意点は、はがきに準じます。

<p>代表取締役 ○○○○</p> <p>株式会社 ○○○○</p> <p>〒○○○-○○○</p> <p>東京都 ○○○○区 ○○○○</p> <p>○丁目 ○番 ○号</p> <p>氏名 住所 印</p>	<p>内容証明郵便用紙</p> <p>なお、本方が保管している商品はすみやかに引き取りください。また、支払済みの三十三万〇〇〇円を銀行××支店普通口座一三三六五四〇〇（自分の名義）宛に直ちに返金してください。</p> <p>健康食品一セット 三十二万六千円</p> <p>二、契約金額 入会金 四千元</p> <p>一、契約年月日 平成 年 月 日</p> <p>除くは、貴社との左の契約について、契約の解除をする旨、通知いたします。</p> <p>私は、貴社との左の契約について、契約の解除をする旨、通知いたします。</p> <p>契約解除通知書</p>
--	--

※内容証明郵便の記載方法にはルールがありますので、詳しくは日本郵政グループのホームページをご覧ください。

日本郵便株式会社「内容証明 ご利用の条件等」 [http://www.post.japanpost.jp/service/fuka\\_service/syomei/use.html](http://www.post.japanpost.jp/service/fuka_service/syomei/use.html)

※自宅に居ながらにして内容証明郵便を発信できる「**e内容証明（電子内容証明サービス）**」もあります。インターネットを通じて24時間受付を行うサービスです。詳しくは、日本郵政グループのウェブサイト「e内容証明」をご覧ください。

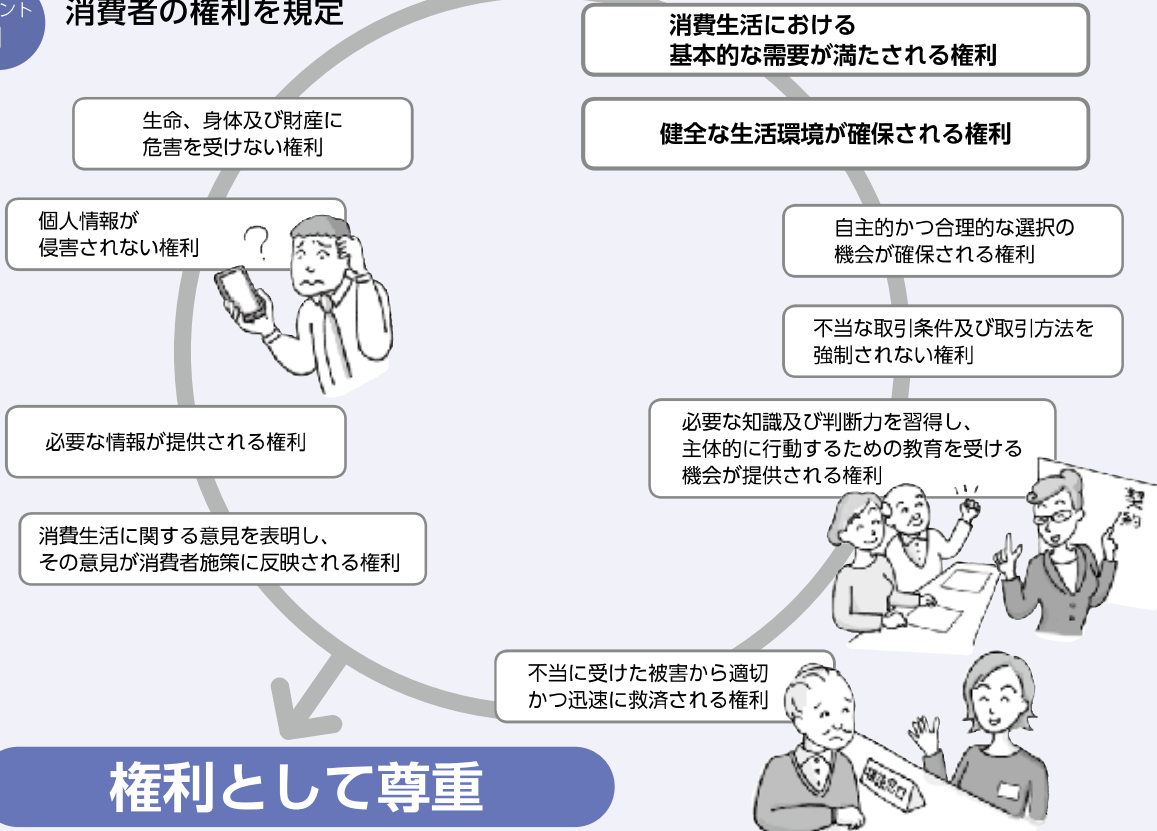
日本郵便株式会社「e内容証明」 <http://www.post.japanpost.jp/service/enaiyo/index.html>

# 大阪府消費者保護条例

大阪府では消費者トラブルを防止し、府民の安全・安心な暮らしを確保するため、消費者保護条例を制定しています。

ポイント  
1

## 消費者の権利を規定



ポイント  
2

## 不当な取引行為の禁止

不当な取引行為の例



「訪問勧誘お断り」ステッカー等を明示している消費者に対する勧誘行為は不当な取引行為として禁止されています。

ポイント  
3

## 情報提供

悪質商法に関する相当数の苦情が消費生活センターに寄せられた場合などは、その悪質事業者名を府民に情報提供します。



ポイント  
4

## 自主行動基準

事業者と消費者が信頼関係を築くため、企業自らが自主行動基準の策定に努め、これを知事に届け出ます。

